

自動車保険

# 重要事項のご説明

全カ  
サボ  
り  
目  
録

## 【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

### ■この書面は、自動車保険に関する重要な事項を説明しています。

ご契約前に必ず読んでいただき、保険申込書・継続確認書の質問事項にご回答のうえ、記載内容に誤りがないことを確認し、お申込みくださいますようお願いいたします。

### ■販売用自動車・受託自動車等のご契約は、取扱いが異なりますので、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。当社ホームページ(<https://ey.aioinissaydowa.co.jp/eydocs/webyakkan/html/ad/008a.html>)に掲載していますので、必要に応じてご参照ください。もしくは、代理店・扱者または当社へご請求ください。

- 「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は、ご契約後、保険証券(※)とともにお届けします(ご契約時にWeb約款を選択したお客さまは、当社ホームページから「マイページ」にログインのうえ、ご確認ください)。(※)保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」と読み替えます。以下同様とします。
- ご契約の手続き完了後、1か月を経過しても保険証券(eco保険証券を選択したお客さまは、「マイページ」ご利用方法のご案内(ハガキ))が届かない場合は、当社までお問い合わせください。
- ご契約内容や募集状況等の確認のため、後日、当社または当社委託会社の担当者にご連絡・訪問することがあります。

▶保険契約者と記名被保険者、車両所有者(車両保険をセットする場合)が異なる場合は、記名被保険者・車両所有者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

ご不明な点につきましては、**代理店・扱者または当社までお問い合わせください。**

このマークの項目は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。



契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

## I. 契約締結前におけるご確認事項

- 1 商品の仕組み ..... 2
- 2 基本となる補償および補償される運転者の範囲等 ..... 3
- 3 保険料の決定の仕組みと払込方法等 ..... 4
- 4 満期返れい金・契約者配当金 ..... 5

## II. 契約締結時におけるご注意事項

- 1 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項) ..... 6
- 2 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等について) ..... 6

## III. 契約締結後におけるご注意事項

- 1 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項) ..... 7
- 2 継続手続特約について ..... 7
- 3 解約と解約返れい金 ..... 7
- 4 ご契約の中断制度 ..... 7

その他、留意していただきたいこと ..... 8

この書面における主な用語についてご説明します	被保険者	保険契約により補償の対象となる方をいいます。	自家用8車種	次	の8車種をいいます。		
	記名被保険者	保険申込書・継続確認書の「記名被保険者」欄に記載の被保険者をいいます。「記名被保険者」欄に記載のない場合は、保険契約者の方が記名被保険者となります。		・	自家用普通乗用車	・	自家用小型乗用車
	配偶者	婚姻の届出を行った配偶者に限らず、内縁(法律上の婚姻届が提出されていない事実上の婚姻関係にある夫または妻)を含みます。		・	自家用軽四輪乗用車	・	自家用小型貨物車
	同居の親族	同一の家屋に居住する「6親等内の血族」、「配偶者」、「3親等内の姻族」をいいます。		・	自家用軽四輪貨物車	・	自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。	・	自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)	・	特種用途自動車(キャンピング車)		
	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。	保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。			

### 保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのご相談・苦情がある場合は

下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保  
カスタマーセンター

**0120-721-101**(無料)

※受付時間 平日9:00~17:00  
(土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます)

事故・故障が発生した場合は

ただちにご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あんしん24受付センター

**0120-024-024**(無料)

※受付時間[365日24時間]  
※IP電話からは**0276-90-8850**(有料)におかけください。  
※おかけ間違いにご注意ください。

### 指定紛争解決機関について 注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人 日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)  
[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] **0570-022-808**

※受付時間[平日9:15~17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]  
※携帯電話からも利用できます。※IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。  
※おかけ間違いにご注意ください。  
※詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
<http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/>

# I. 契約締結前におけるご確認事項

## 1 商品の仕組み

契約概要

この説明書では、**タフ・クルマの保険(個人総合自動車保険)** **タフビズ事業用自動車総合保険(※)** **一般総合自動車保険(※)**

**パーソナル自動車保険** を説明しています。当社の自動車保険の補償内容は、3つの基本となる補償とその他の補償 等により

構成されています。保険種類によってセットできる補償や主な特約は以下のとおりです。

(※)「タフビズ事業用自動車総合保険」は一般総合自動車保険のペットネームです。ただし、用途車種が二輪自動車または原動機付自転車のノンフリート契約は除きます。二輪自動車または原動機付自転車のノンフリート契約は、「一般総合自動車保険」でご契約ください。

基本となる補償(※1)	主な特約			
	タフ・クルマの保険	タフビズ事業用自動車総合保険	一般総合自動車保険	パーソナル自動車保険
●ご契約条件によって自動でセットされる特約: ◎ ●ご契約条件によってご希望によりセットすることができる特約: ○ ●セットできない特約: ✕				
相手への賠償 ●対人賠償責任保険 ●対物賠償責任保険	●対人臨時費用特約 ●対歩行者等傷害特約	◎	○	○
	●対物超過修理費用特約	○	○	○
おケガの補償 ●人身傷害保険	●人身傷害自立支援費用特約	◎	✕	✕
	●自動車事故特約 ●搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約	○	○	✕
	●交通事故特約 ●傷害一時金特約 ●犯罪被害事故特約 ●人身傷害子ども育児費用特約 ●人身傷害サポート費用特約	○	✕	✕
	●搭乗者傷害(入院/一時金)特約 ●自損傷害特約 ●無保険車傷害特約	✕	○	✕
お車の補償 ●車両保険(※2)	●全損時諸費用特約	◎	○	✕
	●車両価額協定保険特約	◎	◎	◎
	●車両危険限定特約 ●車両保険無過失事故特約	○	○	○
	●車対車事故免責ゼロ特約 ●新車特約 ●車両超過修理費用特約 ●リサイクル部品使用特約 ●地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約	○	○	✕
	●買替時諸費用特約	○	○	✕
その他の補償	●事故・故障付随費用特約 ●弁護士費用等特約	○	○	○
	●運搬・搬送費用特約/運搬・搬送費用(二輪・原付)特約	◎	◎	◎
	●運搬・搬送時代車提供特約 ●運搬・搬送時レンタカー費用特約	○	○	✕
上記以外のその他の特約	●他車運転特約/他車運転(二輪・原付)特約/法人他車運転特約	◎	◎	◎
	●代車提供特約 ●レンタカー費用特約	○	○	✕
	●車内外身の回り品特約 ●個人賠償特約 ●ファミリーバイク(人身傷害あり)特約 ●ファミリーバイク(人身傷害なし)特約 ●日常生活弁護士費用等特約	○	○	✕

(※1)基本となる補償は保険種類により異なります。  
●タフ・クルマの保険、パーソナル自動車保険: 対人賠償責任保険、対物賠償責任保険および人身傷害保険は自動セットされます。車両保険は任意にセットできます。なお、タフ・クルマの保険で対人賠償責任保険および対物賠償責任保険のみ、またはいずれかのみをご希望の場合は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。  
●タフビズ事業用自動車総合保険、一般総合自動車保険: 対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害保険、車両保険は任意にセットできます。ただし、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、車両保険のいずれか1つを必ずセットしてください。

(※2)車両保険のご契約タイプには、補償範囲が広い「一般補償」と補償範囲を一部限定した「車両危険限定」(「車両危険限定特約」をセット)の2通りがあります。

[○補償します/✕補償できません]

損害の原因	電柱・建物等自動車以外の他物との衝突・接触	あて逃げ	転覆・墜落	車対車の衝突・接触	火災・爆発	盗難	台風・洪水・高潮	窓ガラス破損・いたずら	物の飛来・落下	地震・噴火・津波
一般補償	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✕(*3)
車両危険限定	✕	✕	✕	○(*1)	○	○	○	○	○	✕


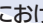
(\*1)「相手自動車(所有者がご契約のお車の所有者と異なる自動車をいいます)」と「その運転者または所有者」が確認できる場合に限り補償します。  
(\*2)二輪自動車および原動機付自転車の場合は、盗難による損害は補償できません。  
(\*3)地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約をセットすることで、地震等保険金をお支払いします(特約の概要についてはP3(4)主な特約の概要をご参照ください)。



## 2 基本となる補償および補償される運転者の範囲 等

### (1)基本となる補償

基本となる補償の保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。

補償項目	お支払いする主な場合	お支払いできない主な場合
相手への賠償	<b>対人賠償責任保険</b> ご契約のお車の自動車事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、自賠責保険等で支払われるべき額を超える部分に対して、保険金をお支払いします。	・保険契約者、被保険者等の故意によって生じた損害 ・台風、洪水、高潮によって生じた損害 ・ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子等が死傷された場合 等
	<b>対物賠償責任保険</b> ご契約のお車の自動車事故により、他人の財物を損壊させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。 <b>危険物を業務として積載する場合や航空機との対物事故の限度額について</b>  「対物賠償責任保険の保険金額制限について」参照	・保険契約者、被保険者等の故意によって生じた損害 ・台風、洪水、高潮によって生じた損害 ・ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子等が所有、使用または管理する財物の損害 等
おケガの補償	<b>人身傷害保険</b> 自動車事故により、ご契約のお車に乗車中の方等 <sup>(※1)</sup> が死傷した場合、保険金額の範囲内で普通保険約款に定める損害額基準および支払保険金の計算方法に基づいて保険金をお支払いします。 <b>無保険車との事故に関する保険金額について</b>  「人身傷害保険における無保険車事故に関する特別」参照	・被保険者の故意または重大な過失によって、その本人について生じた損害 ・無免許運転、 <b>酒気帯び運転</b> 、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合に、その本人について生じた損害 等
お車の補償	<b>車両保険</b> ご契約のお車が衝突、接触等の事故 <sup>(※2)</sup> によって損害を被った場合に、保険金をお支払いします。 ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害 ・無免許運転、 <b>酒気帯び運転</b> 、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合に生じた損害 ・ご契約のお車に存在する欠陥・摩滅・腐しょく・さび・その他自然消耗による損害、故障損害 ・タイヤ(チューブを含みます)の単独損害(火災または盗難による損害は除きます)やご契約のお車に定着されていない付属品の単独損害(火災による損害は除きます) ・法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害 等	

<sup>(※1)</sup>自動車事故特約・交通事故特約のいずれかをセットした場合、次の①～④の方は、歩行中の自動車事故や特約の条件を満たす他人の自動車に乗車中の自動車事故も補償対象となります。

① 記名被保険者	④ 左記①～③の方が自ら運転者として運転中の他人の自動車に乗車中の方(ただし①～③の方の使用者の業務(家事を除きます)のために運転中の、その使用者の所有自動車に乗車中の方を除きます)
② 記名被保険者の配偶者	
③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子	

<sup>(※2)</sup>ご契約タイプによって、補償範囲が異なります。それぞれの補償範囲については、P2  **商品の仕組み** の<sup>(※2)</sup>をご参照ください。

<b>すべての補償項目において保険金をお支払いできない主な場合</b>	<b>・地震・噴火、これらによる津波によって生じた損害・傷害</b> ・ご契約のお車を競技もしくは曲技(これらのための練習を含みます)のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用すること(*)によって生じた損害・傷害 (*)レース場等で開催される安全運転講習会等も含みますのでご注意ください。
-------------------------------------	--

「お支払いする主な場合」・「お支払いできない主な場合」の詳細は、普通保険約款の各条項および各特約の「保険金をお支払いする場合」・「保険金をお支払いできない場合」に記載していますのでご参照ください。

(注1)上記の保険金以外に、事故によって発生する費用のうち保険金としてお支払いするものがあります。(注2)被保険者はそれぞれの補償ごとに異なります。

### (2)保険金額の設定


保険金額は、補償項目ごとに決めていただくものと、あらかじめ決まっているものがあります。

なお、実際に契約していただく保険金額は、保険申込書・継続確認書の保険金額欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。

車両保険の保険金額は、ご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額でお決めください。

### (3)免責金額

対物賠償責任保険と車両保険にはお客さまが自己負担する金額(免責金額)があります。車両保険の免責金額は、「定額方式」または「増額方式」<sup>(※)</sup>のいずれかから選択してください。実際に契約していただく免責金額は、保険申込書・継続確認書でご確認ください。

<sup>(※)</sup>「増額方式」とは、「2回目以降の事故に適用される免責金額が1回目の事故に適用される免責金額より高い金額になる」方式をいいます。 **保険期間が1年超のご契約の場合**  
(注)車両保険で全損の場合は、免責金額を差し引かずにお支払いします。 「長期契約の車両保険の免責金額の取扱いについて」参照

### (4)主な特約の概要

●**対歩行者等傷害特約(タフ・クルマの保険:自動セット特約、タフビズ事業用自動車総合保険・一般総合自動車保険:任意セット特約)**  
ご契約のお車の自動車事故により、歩行中や自転車(原動機付自転車を除きます)乗車中の方を死亡させたか、ケガにより入院させた場合に、対人賠償責任保険で補償されない相手の方の過失部分を含んだ損害の額を補償します。

(注1)損害の額は、普通保険約款に記載された人身傷害条項損害額基準に従い当社で算出しますので、対人賠償責任保険の損害賠償の額と異なる場合があります。  
(注2)損害の額を算出する際は、すべて公的制度(健康保険・労働者災害補償制度等)を利用したものとして算出します。例えば、治療費について公的制度を利用しなかった場合であっても、公的制度を利用したものとみなします。  
(注3)自賠責保険等や対人賠償責任保険等の保険金または共済金は、損害額基準により算出した損害の額から除きます。

●**地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約(タフ・クルマの保険、タフビズ事業用自動車総合保険、パーソナル自動車保険:任意セット特約)**  
ご契約のお車が地震・噴火・津波により、「全損」(特約で定める基準によります)となった場合に、定額で50万円(車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額とします)を地震等保険金としてお支払いします。


### (5)ロードアシスタンスサービス

「運搬・搬送費用特約」または「運搬・搬送費用(二輪・原付)特約」をセットした場合、ロードアシスタンスサービス(レッカー現場急行サポート・クイック修理サービス)をご提供します。

●**レッカー現場急行サポート**  
ご契約のお車が事故または故障・トラブルにより自力走行不能となった場合に、出勤業者を手配し、現場から修理工場等までのレッカー牽引・搬送や、落輪等の際の路面への引き戻し作業等を行います。なお、これらにかかる費用は「運搬・搬送費用特約」または「運搬・搬送費用(二輪・原付)特約」で保険金額を限度に補償します。

●**クイック修理サービス**  
ご契約のお車が以下の故障・トラブル等により自力走行不能となった場合に、現場で30分以内の応急作業を無料で行います。  

・バッテリー上がり(ジャンピング等)	・ガス欠	・その他(30分以内の現場での応急作業)
・タイヤのパンク(スペアタイヤ交換)	・キーの閉じ込み、盗難または紛失(ドアの開錠)	

「ロードアシスタンスサービスの詳細について」参照

### (6)複数のご契約があるお客さまへ

次の特約については、特約の条件を満たす他人の自動車に乗車中等の自動車事故等やご家族<sup>(※)</sup>も補償の対象となります。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約等(自動車保険以外の特約や当社以外のご契約を含みます)によって補償することも可能なため、**重複部分の保険料が無駄となることがあります**。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

(注)なお、複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化(同居から別居への変化等)があったときに、補償が消滅することがありますのでご注意ください。

① 次の特約は1つのご契約のみにセットしていれば特約の条件を満たす他人の自動車に乗車中等の自動車事故等やご家族<sup>(※)</sup>もそれぞれの特約で補償の対象となります。

・自動車事故特約(人身傷害保険)	・犯罪被害事故特約	・ファミリーバイク(人身傷害あり)特約/ファミリーバイク(人身傷害なし)特約
・交通事故特約(人身傷害保険)	・弁護士費用等特約	・個人賠償特約
		・日常生活弁護士費用等特約 等

(注)弁護士費用等特約では、特約をセットしないご契約のお車を「友人・知人等」が運転する場合、「友人・知人等」は補償できません。

② 次の特約は自動車事故特約または交通事故特約がセットされていると特約の条件を満たす他人の自動車に乗車中等の自動車事故等やご家族<sup>(※)</sup>も補償の対象となります。

・傷害一時金特約	・人身傷害子ども育英費用特約	・人身傷害サポート費用特約 等
----------	----------------	-----------------

2台目以降のお車に自動車事故特約または交通事故特約をセットしないことによって、補償の重複をなくすることができます。

③ 次の特約は、ご家族<sup>(※)</sup>も補償の対象となりますが、基本となる補償に自動セットされるため、削除してご契約をすることができません。  

・他車運転特約	・他車運転(二輪・原付)特約 等
---------	------------------

<sup>(※)</sup>ご家族とは、①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者 ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子 をいいます。

### (7)運転者の範囲および条件

ノンフリート契約で当社所定の条件を満たす場合、運転者の範囲(運転者の限定、運転者年令条件)を設定することによって保険料が安くなります。ただし、設定した運転者の範囲と異なる方が運転中の事故については、原則として保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

①**運転者の限定の設定方法** ご契約のお車を運転する方を以下のとおり限定することができます。

運転者限定の区分	運転者
本人限定 <sup>(※1)</sup>	ア. 記名被保険者
本人・配偶者限定 <sup>(※2)</sup>	イ. ア.および記名被保険者の配偶者
家族限定	ウ. イ.および「記名被保険者または記名被保険者の配偶者の同居の親族・別居の未婚の子」

<sup>(※1)</sup>タフ・クルマの保険、パーソナル自動車保険のみ選択できます。

<sup>(※2)</sup>タフビズ事業用自動車総合保険の場合で記名被保険者本人のみが運転するときは、本人・配偶者限定を選択してください。

②**運転者年令条件の設定方法**

右表に記載された方の中でご契約のお車を運転する可能性のある最も若い方の年令に応じ、運転者の年令条件を選択してください。年令条件の区分は、年令を問わず補償、21才以上補償、26才以上補償、35才以上補償<sup>(※)</sup>があります。

<sup>(※)</sup>タフ・クルマの保険のみ選択できます。

(注)ご契約のお車が原動機付自転車の場合は、年令を問わず補償または21才以上補償のみ選択できます。

### (8)保険期間および補償の開始・終了時期

●**保険期間**：1年間です。また、1年に満たない短期契約も可能です。<sup>(※)</sup>  
なお、実際に契約していただく保険期間は、保険申込書・継続確認書でご確認ください。  
<sup>(※)</sup>保険期間が1年を超える長期契約もあります。

●**補償の開始**：始期日の午後4時<sup>(※)</sup>に始まります。 ●**補償の終了**：満期日の午後4時に終わります。  
<sup>(※)</sup>保険申込書・継続確認書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

## 3 保険料の決定の仕組みと払込方法 等

### (1)保険料の決定の仕組み

保険料は、「保険種類」・「ご契約のお車の種類」・「補償内容」・「保険金額」・「運転免許証の色(タフ・クルマの保険のみ)<sup>(※)</sup>」・「使用目的(タフ・クルマの保険、パーソナル自動車保険のみ)<sup>(※)</sup>」や次の要素等により決定します。お客さまが実際に払い込む保険料は、保険申込書・継続確認書でご確認ください。

<sup>(※)</sup>運転免許証の色と使用目的については、P6  **告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項)** 【**主な告知事項**】をご参照ください。




等級別割引・割増制度	<p>1～20等級および「無事故」「事故有」の区分によって保険料が割引・割増される制度です。この制度では、保険金をお支払いする事故の有無・区分・件数等により、等級および事故有係数適用期間0～6年を決定します。事故有係数適用期間0年は「無事故」、1～6年は「事故有」の割増引率を適用します。なお、初めてのご契約は6等級(S)・事故有係数適用期間0年となり、運転者年齢条件に応じた割増引率を適用します。</p> <p>(注)本制度はご契約の始期日時点における内容であり、将来変更となる場合があります。</p>
------------	--

等級別割引・割増制度における等級の決定方法・事故の取扱いについて  
「等級別割引・割増制度」参照

**!** 契約締結後であっても、以下のいずれかに該当する場合は、等級・事故有係数適用期間の訂正が必要な場合があります。訂正の内容によっては保険料を返還または請求しますので、あらかじめご了承ください。

- |   |  |
|---|--|
| <p><b>1</b> 前契約に事故が発生したり、解除された場合</p> <p><b>2</b> 継続契約の始期日が前契約の満期日もしくは解約日の翌日から7日以内でない場合</p> <p><b>3</b> 継続契約の始期日が前契約の満期日もしくは解約日の前日から過去8日以前の場合</p> <p><b>4</b> 継続契約の始期日から13か月以内に前契約として取扱うご契約がある場合</p> | <p><b>5</b> 配偶者間、同居の親族間等以外の記名被保険者の変更があり、その変更がお車の譲渡(※1)以外の理由で、かつ、適用する等級・事故有係数適用期間が以下のいずれかの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 等級: 1～5等級</li> <li>● 事故有係数適用期間: 1年以上(※2)</li> </ul> <p>(※1)自動車検査証等により譲渡の事実が確認できる場合に限りです。<br/> (※2)7等級以上の等級は継承せず、ご契約の等級は6等級(S)または1～5等級となりますが、事故有係数適用期間は継承されます。</p> |
|---|--|


フリート契約の割引・割増制度	<p>フリート契約の割引・割増は、フリート契約者ごとに毎年の「料率審査日」の属する月の初日の6か月前の過去1年間(成績計算期間)における ①損害率 ②前年度のフリート契約の割引・割増 ③総付保台数(成績計算期間末日時点での損害保険会社でのご契約台数の合計)によって決定し、ご契約に適用します。</p> <p>(注)10台到達日から第1回料率審査日の前日までに始期日があるご契約には、等級別割引・割増制度が適用されます。</p>
----------------	---

フリート契約における割引・割増の決定方法等について  
「フリート契約の割引・割増制度」参照

セカンドカー割引(複数所有新規契約者に対する特別)	<p>ご契約の始期日時点で11等級以上の自動車保険(※)(他の保険会社または所定の共済とのご契約を含みます)があり(以下、「1台目のご契約」といいます)、2台目以降のお車について新たに契約する場合で、次の条件をすべて満たしているときは7等級(S)・事故有係数適用期間は0年となり、運転者年齢条件に応じた割増引率を適用します。</p> <p>(※)当社のご契約で保険期間が1年を超える場合は、取扱いが異なります。</p>
---------------------------	---

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1台目のご契約および2台目以降のご契約のお車が、いずれも自家用8車種またはいずれも自家用二輪自動車であること</li> <li>● 2台目以降のご契約の記名被保険者が次の①～③のいずれかに該当し、かつ個人であること</li> </ul> <p>① 1台目のご契約の記名被保険者    ② ①の配偶者    ③「①または②」の同居の親族</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2台目以降のご契約のお車の所有者が次の①～④のいずれかに該当し、かつ個人であること</li> </ul> <p>① 1台目のご契約のお車の所有者<br/> ② 1台目のご契約の記名被保険者<br/> ③ ②の配偶者    ④ 「②または③」の同居の親族</p> |
|--|---|

記名被保険者年齢別料率区分	<p>次の条件をいずれも満たす場合は、始期日時点での記名被保険者の年齢に応じた保険料を適用します。</p> <p>① 記名被保険者が個人    ② 運転者年齢条件が「26才以上補償」または「35才以上補償」</p>
---------------	---

「記名被保険者年齢別料率区分」は、保険料を算出するための区分であり、補償される運転者の範囲ではありません。  
保険期間の途中で記名被保険者を変更する場合や保険期間が1年超のご契約の適用方法について 「記名被保険者年齢別料率区分について」参照

型式別料率クラス制度 自家用(普通・小型)乗用車のみ	<p>自動車の「型式」ごとの保険成績を基に、「対人賠償・自損傷害」、「対物賠償」、「傷害」、「車両」の各々について「1」から「9」までの料率クラスに区分した制度を導入しています(数値が大きいほど保険料が高くなります)。</p> <p>原則として毎年1月1日に、現在の料率クラスが適正であるか見直しを行っています。</p>
-------------------------------	--

保険料の割引・割増制度	<p>ご契約内容や条件によって、以下の割引・割増を適用します。割引・割増の適用にあたっては条件がありますので、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。</p>
-------------	---

- |  |  |   |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● イモビライザー割引(※1)</li> <li>● 先進環境対策車割引(※2)</li> <li>● 福祉車両割引</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新車割引</li> <li>● 耐損傷性・修理性割引</li> <li>● 長期優良契約割引</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1等級連続事故契約割増</li> <li>● 24時間自動車保険無事故割引</li> <li>● ノンフリート多数割引</li> </ul> |
|--|--|---|
- (※1)二輪自動車、原動機付自転車以外のご契約のお車に車両保険をセットした場合で、イモビライザー(メーカー標準装備またはメーカーオプション装備の純正イモビライザーに限り)が装備されているときに適用されます。  
(※2)ご契約のお車が「ハイブリッド車」「電気自動車」「燃料電池車」「CNG車」の場合に対象となります。

## (2) 保険料の払込方法


- 1** ①ご契約時の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によっては選択できない払込方法があります。また、代理店・扱者によっても取扱いできない場合があります。

[  選択できます /  選択できません ]

主な払込方法	一時払	分割払(※1)
口座振替、クレジットカード払(登録方式)	○	○
払込票払、請求書払	○	×

(※1)原則として、保険料が一時払に比べて5%増となります。

- 2** 左記①の他、ご契約と同時に現金で払い込むこともできます(※2)。その場合、始期日以降であっても、ご契約の代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に生じた事故による損害または傷害については、保険金をお支払いできません。
- (※2)現金で払い込んだ場合、当社所定の保険料領収証を発行します。

勤務先や所属する団体等を通じて保険料を払い込む場合  
「団体扱・集団扱のご契約について」参照

## (3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

キャッシュレスで払い込む場合、保険料は払込期日までに払い込んでいただきます。払込期日までに払込みがない場合は、払込期日の翌月末日までに保険料を払い込んでください。払込期日の翌月末日(※)までに保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いできない場合があります。また原則として、ご契約を解除します。

(※)口座振替で払い込むご契約の保険料の払込みがなかったことについて、保険契約者に故意および重大な過失がない場合に限り、払込期日の翌々月末日と読み替えます。

初回保険料の払込前に保険金をお支払いする事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要です。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

## 4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

# II. 契約締結時におけるご注意事項

## 1 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項)

注意喚起情報

- (1)** 保険契約者、記名被保険者および車両所有者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- (注)指定運転者を設定した場合は、指定運転者になる方にも義務があります。
- (2)** 告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書・継続確認書に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書・継続確認書の記載内容を必ずご確認ください。

## 【主な告知事項】

### 【1】記名被保険者

記名被保険者は、「対人・対物賠償責任保険や自動車事故特約(人身傷害保険)等の被保険者の範囲」、「等級・事故有係数適用期間の継承範囲」、「記名被保険者年齢別料率区分」等を決めるための重要な事項です。ご契約のお車を「主に使用される方」等から1名(法人が使用される場合は1法人)を選択し、その方(または法人)が記載されていることをご確認ください。

(注)ご契約のお車を「主に使用される方」とは、次のいずれかの方をいいます。  
① 主たる運転者(運転頻度の高い方) ②「ご契約のお車の所有者」や「自動車検査証上の使用者」等、実際にご契約のお車を自由に支配・使用している方

### 【2】運転免許証の色 タフ・クルマの保険のみ

始期日時点における記名被保険者の運転免許証の色(ゴールド・ブルー・グリーン)をご確認ください。

- 始期日が免許更新期間(誕生日の前後1か月)内にある場合、更新前後の運転免許証の色のいずれかが「ゴールド」であれば、運転免許証の色を「ゴールド」とみなします。
- 運転免許証の色が「ゴールド」の場合、ゴールド免許割引を適用します。

(注)記名被保険者が運転免許証をお持ちでない場合等は「その他」と記載されていることをご確認ください。

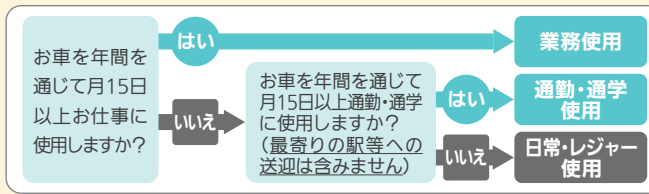
(注)運転免許証の現物でご確認ください。



### 【3】お車の使用目的 タフ・クルマの保険、パーソナル自動車保険のみ

ご契約のお車の使用実態により、右記のフローにそった使用目的が記載されていることをご確認ください。

(注1)パーソナル自動車保険の場合、「業務使用」・「業務使用以外(通勤・通学使用、日常・レジャー使用)」の2区分により保険料が決定します。  
(注2)「年間を通じて」とは、始期日時点(保険期間の途中で使用目的が変更になった場合はその時点)以降1年間をいいます。



## 2 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等について)

注意喚起情報

保険期間が1年以内のご契約は対象となりません

- (1)** 保険期間が1年を超えるご契約およびインターネットでのご契約については、ご契約の申込み後であっても、申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます)を行うことができます。クーリングオフは、右図のような書面でお申し出ください。お申し出が可能な期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に、当社「業務品質向上推進部 お客さま相談デスク」あて、必ず郵送してください(8日以内の消印有効。代理店・扱者ではお申し出を受け付けることはできません)。以下のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

- 保険期間が1年以下のご契約
- 法人または社団・財団等が締結されたご契約
- 第三者の担保に供されているご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 質権が設定されたご契約、リースカーをご契約のお車とすること
- 通信販売特約に基づき申し込まれたご契約(インターネットのウェブサイト方式により申込みされたご契約を除きます)

- (2)** クーリングオフのお申し出の前に、既に保険金をお支払いする事由が発生していた場合は、保険金をお支払いします。

- (3)** クーリングオフの場合には、既に払い込んでいただいた保険料はお返しします。また代理店・扱者および当社はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日(始期日以降に保険料が払い込まれたときは、当社が保険料を受領した日)からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

### 〈ハガキの記載内容〉

表面 [ 宛先 ]

1508488

東京都渋谷区恵比寿  
1丁目28番1号

あいおいニッセイ同和  
損害保険株式会社  
業務品質向上推進部  
お客さま相談デスク 行

裏面 [ 記載事項 ]

- ① 契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- ② ご契約を申し込まれた方の住所、氏名・押印、電話番号(ご連絡先)
- ③ ご契約を申し込まれた年月日
- ④ 保険種類
- ⑤ 領収証番号または証券番号
- ⑥ ご契約を取り扱った代理店・扱者名
- ⑦ ご契約の取扱営業店名



# Ⅲ. 契約締結後におけるご注意事項

## 1 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

(1) 次の事項が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。

①～③についてご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

### 【通知事項】

#### ① 次の項目の変更

- ご契約のお車の用途車種、登録番号(車両番号、標識番号)、車台番号
- ご契約のお車の使用目的(※) **タフ・クルマの保険、パーソナル自動車保険のみ**
- 登録番号(車両番号、標識番号)のないご契約のお車の保管場所 **次のいずれかに該当する場合のみ**
  - a. 沖縄県から沖縄県以外への変更または沖縄県以外から沖縄県への変更
  - b. 地震・噴火・津波「車両損害」特約をセットしているご契約で、都道府県を越える変更
- (※) タフ・クルマの保険の場合、「業務使用」「通勤・通学使用」「日常・レジャー使用」のいずれかをいいます。また、パーソナル自動車保険の場合は、「業務使用」「業務使用以外(通勤・通学使用、日常・レジャー使用)」のいずれかをいいます。

② ご契約のお車について、レンタカーからレンタカーではないお車への変更、またはレンタカーではないお車からレンタカーへの変更

③ ご契約のお車について、教習用自動車から教習用自動車ではないお車への変更、または教習用自動車ではないお車から教習用自動車への変更

④ 保険証券に記載された住所の変更

**!** 次の事項が発生した場合、本商品の引受範囲外となるため、ご契約を解約し、新たに契約していただきます。ただし、本商品と補償内容が異なります。

【タフ・クルマの保険、パーソナル自動車保険をご契約の場合】

- ご契約のお車の用途車種を自家用8車種以外へ変更したとき
- ご契約のお車を事業にのみ使用することとなったとき
- 前記②または③に該当する変更が生じたとき

ご契約のお車が自家用8車種で記名被保険者が個人のタフビズ事業用自動車総合保険をご契約の場合(フリート契約を除きます)

- ご契約のお車を事業以外にも使用することとなったとき

(2) 次の事項が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。

ただちにご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。

- ①ご契約のお車の入替
- ②運転者の範囲(運転者の限定、運転者年齢条件)の変更
- ③ご契約のお車の譲渡
- ④ご契約のお車の改造、高額な付属品(カーナビゲーション等)の装着または取り外し等による、ご契約のお車の車両価額の著しい増加または減少
- ⑤①～④の他、特約の追加等、契約条件の変更

ご契約のお車の入替の条件について **!** 記名被保険者が変わる場合の取扱いについて  
**!** 「ご契約のお車を『入替』する場合」参照 **!** 「ご契約のお車を『譲渡』する場合」参照

## 2 継続手続特約について

契約概要

(1) 継続手続特約とは、満期時における継続契約の手続きをお忘れになった場合に補償がなくなることを防ぐための特約です。(※)

(※) フリート契約およびパーソナル自動車保険でご契約の場合は、セットできません。  
(注) ご契約内容によってはセットできない場合があります。また、代理店・扱者によっても取扱いできない場合があります。

(2) 次のいずれも満たす場合は、継続前のご契約内容に準じた条件で自動的に継続し、保険料の口座振替等も行います。(※1)

- ① 満期日までに当社からこの特約を適用しない旨の連絡(※2)がない場合
- ② お客さまから継続する・しないについてお申し出がない場合(お客さまと連絡が取れない場合等)

(※1) 所定の期日までに保険料の払込みがなかった場合は、自動的に継続しません。  
(※2) 過去の事故の発生状況によりご契約条件の見直しが必要な場合や、2年連続してお客さまと連絡が取れない場合等は、あらかじめ当社から特約を適用しない旨をご連絡します。この場合は、自動的に継続しません。

(3) 当社での継続を希望しない場合は、あらかじめご契約の代理店・扱者または当社にご連絡ください。

## 3 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、ご契約の代理店・扱者または当社にお申し出ください。解約時には保険料を返還または請求することができます。解約時に請求した保険料の払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。ご契約が解除された場合には、原則としてご契約の等級を継承できません。また、解約返れい金は原則として解約日から満期日までの残りの期間分よりも少なくなります。

## 4 ご契約の中断制度

注意喚起情報

「ご契約のお車の廃車」や「記名被保険者の海外渡航」等に伴い一時的にご契約を中断した場合、中断後のご契約が当社所定の条件を満たすときに、中断証明書に基づく等級および事故有係数適用期間を継承します。なお、この取扱いは、ご契約の満期日または解約日の翌日から起算して13か月以内にご契約の代理店・扱者または当社まで中断証明書の発行依頼をしていただく必要があります。

中断証明書の発行条件、中断後の新たなご契約の主な条件について **!** 「ご契約の『中断制度』について」参照

## その他、留意していただきたいこと

### 1 パーソナル自動車保険について

パーソナル自動車保険は、前契約がない6等級(S)または7等級(S)のご契約(初めてのご契約)が対象となります。そのため、継続契約はパーソナル自動車保険以外の商品(「タフ・クルマの保険」等(※))になりますので、あらかじめご了承ください。なお、パーソナル自動車保険には、万一、継続手続きをお忘れになった場合のサポート機能(特約)がないため、継続手続きを行っていただく必要があります。継続手続きを行っていただけなかった場合、補償がなくなりますのでご注意ください。

(※) 特に、「タフ・クルマの保険」では、対人臨時費用特約等の特約が自動でセットされ、充実した補償となります。そのため、パーソナル自動車保険の保険期間中に事故がなかった場合でも保険料が高くなる場合があります。

### 2 事故が起こった場合

事故が起こった場合、ただちにご契約の代理店・扱者または当社にご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。また、次の場合は必ず事前に当社にご相談ください。

- 事故にあったお車を修理する場合
- 相手の方と示談する場合

なお、保険金の請求を行うときは、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類の他、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」の「保険金のご請求時に提出していただく書類等について」に定める書類等を提出していただく必要があります。

事故時のお手続きや必要な書類等について **!** 「事故が起こった場合の手続き」参照

### 3 契約取扱者の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

### 4 個人情報の取扱い

注意喚起情報

【個人情報の利用目的について】  
本保険契約に関する個人情報は、適正な保険のお引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い、保険契約にセットされるサービスのご提供の他、更改のご案内、保険制度の健全な運営(再保険契約に伴う諸手続きを含みます)、商品のご提案、グループ会社および提携先・委託先等の商品・サービスのご提案・ご提供等に利用させていただきます。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

- 法令等の対応について  
個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部へ提供することがあります。
- ご契約等の情報交換について  
当社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります(自動車保険の合計台数が10台以上となったときは、所有・使用する自動車のご契約に関する個人情報を含みます)。

●再保険について  
再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、本保険契約や保険金に関する情報を再保険会社等に提供することがあります。

詳しくは **!** 当社ホームページをご覧になるか  
当社までお問い合わせください。  
<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>

### 5 親族連絡先制度について

親族連絡先制度とは、保険契約者に連絡がつかない場合の連絡先として、保険契約者の親族をあらかじめ登録することができる制度です。連絡先親族(※)を登録する場合、次のいずれかに該当するときは、この保険契約の内容を連絡先親族に開示します。

(※) 保険契約者が親族の同意を得たうえで、この保険契約の連絡先として当社に登録した親族をいいます。

- ① 連絡先親族から、この保険契約の内容に関する照会が代理店・扱者または当社にあった場合
- ② 代理店・扱者または当社から保険契約者への連絡が必要な場合で、かつ保険契約者への連絡がつかないとき
- ③ 当社またはグループ会社の商品・サービスを、連絡先親族にご案内する場合

### 6 ご契約条件について

保険金請求状況などによっては、継続契約の補償内容を変更させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

### 7 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合
- ② 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③ 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合 等

この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

### 8 共同保険について

(複数の保険会社で引き受けるご契約をされる場合)

当社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合には、各引受保険会社は分担割合に応じて、連帯することなく単独別個に責任を負います。

### 9 保険会社破綻時の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。

ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。